

第9回

(令和3年9月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年9月10日（金）午前9時30分から午前10時13分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第35号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第36号案 農地法第4条の規定による許可申請について

議第37号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第38号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

報告第13号 許可不要転用届出について

報告第14号 農地形状変更届について

協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、1番・3番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

8番 6月に出ておりましたあっせん農地の件です。8月16日に2筆11.09アールですが、10アール当たり225,429円、合計の250,000円で公社に売渡ができましたので報告します。

議長 福本委員が人吉球磨の女性ネットワークの会長になりました。女性農業委員の方々のために頑張っていたと思います。

8番 当番が錦町でしたので3人の中で1番古いということで、引き受けました。よろし

くお願いします。

議長 議事の審議に入ります。

議長 議第35号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第35号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について9番委員から調査報告をお願いします。

9番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力3人）です。経営面積は、366a、田353a、畑13a、水稻80a、野菜273a、畑は家庭菜園13aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：約40年前に譲渡人の祖父と譲受人の父が売買していた模様であり当時の者はどちらも死亡しているため価格については、わからないということでありました。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、管理機、野菜移植機を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻の予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2、3、4番について2番委員から調査報告します。

2番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力3人）です。経営面積は、133a、田115a、畑17a、水稻、野菜を作られています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：4km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：0円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、トラック、田植機等を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻、野菜です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2番 （調査番号3、4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。岩城地区の共有地になっております。譲渡人が代表の方でしたが別の集落に移転されるということで、今回、集落にいらっしゃる方に登記するということです。申請物件の同じ農地を2人で持ち分2分の1で登記されます。

（調査番号3）譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力1人）です。経営面積は、151a、田87a、畑64a、水稻、野菜を作られています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番

(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：0円です。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター、田植機等を所有。8番(取得農地の利用計画)：水稲です。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(調査番号4) 譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)です。経営面積は、148a、田125a、畑22a、水稲、WCS、野菜を作られています。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：500m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：0円です。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：集落営農の機械でトラクター2、田植機等を使用されています。8番(取得農地の利用計画)：水稲です。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手の上お願いします。

議長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議長 議第36号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第36号案農地法第4条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は道路及び駐車場です。4条調査項目により報告します。1番(農地区分)：2種農地です。2番(着工時期)：許可日からです。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲

の承諾)：問題ありません。6番(公衆衛生) 駐車場に少し勾配をつけ排水はU字溝を設置し、排水溝へ排水します。7番(防除措置) 法面については、安定法面勾配で施工します。土砂流出については、縦断勾配を1%とし既存の水路に流します。盛土中に既存の排水溝がありますので、落石等がないように十分気をつけて施工します。また、万が一落石があった場合は、速やかに撤去します。8番(日照通風) 問題なし。9番(小作地か) 問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。以上、報告終わります。

議長 質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

申請どおり許可するものとします。

議長 議第37号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第37号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について4番委員から調査報告をお願いします。

4番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：2種農地です。2番(着工時期)：許可後からです。3番(資金調達)：借入金です。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生) 上水は、町水道に連結、下水は合併処理浄化槽処理します。7番(防除措置) 東側の道路と落差はありませんので問題なし。8番(日照通風) 農地が南、西側にありまして、北側が宅地になっております。高木を植栽しないようにする。9番(小作地か) 問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。取得価格は、譲受人の奥さんが譲渡人の孫のため0円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について7番委員から調査報告をお願いします。

7番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：1種農地です。2番(着工時期)：許可後からです。3番(資金調達)：借入金です。4番(申請面積と建面積の割合) 問題なし。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生) 町の上下水道に接続されます。雨水は東側の道路側溝に放流します。7番(防除措置) 土砂流出がないよう注意して造成します。8番(日照通風) 周囲の耕作農地に影響が出ないように建物を建設し、周囲にも高木植林などしないように万全を期します。9番(小作地か) 問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。取得価格は415万円です。以上、報告終わります。

事務局 調査番号2番については、文化財の包蔵区域になっておりまして、熊本県文化課との協議が済んでおりません。22日に教育振興課が試掘を行う予定です。その後、

県の文化課と協議を行います。本日の農業委員会で許可相当とされた場合は、県文化課の協議が終了後、許可相当として進達します。協議が整わない場合や計画を断念される場合は、申請書の取り下げをしていただくことになり、その後、総会で報告したいと思います。よって、本日の議案採決は、条件付きということで、決議をお願いします。

議長 調査番号3番について5番委員から調査報告をお願いします。

5番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):3種農地です。2番(着工時期):許可日からです。3番(資金調達):借入金です。4番(申請面積と建面積の割合)問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)町の上下水道に接続されます。雨水は浸透枳を設置して敷地内に自然排水します。7番(防除措置)申請地の接道部分は、傾斜しており道路より低くなっているため、東側道路と高低差を合わせるように土地全体に盛土をして整地します。8番(日照通風)周囲の耕作農地に影響が出ないように建物を建設し、周囲にも高木植林などしないように万全を期します。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。取得価格は265万円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号4番について6番委員から調査報告をお願いします。

6番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設です。7月の総会で報告しまして許可をいただいた分です。業者による測量を7月されていましたが、コロナ等の影響で周囲の地権者との立会いができなかったということで、再度、立会いの中で測量したところ11㎡の相違があったということで、追加申請になったということです。調査項目については、割愛させていただきます。以上、報告終わります。

議長 調査番号5番について6番委員から調査報告をお願いします。

6番 (調査番号5) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は砂利採取です。一時転用です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):1種農地ですが一時転用ということで、許可が可能です。2番(着工時期):許可日からです。3番(資金調達):自己資金です。4番(申請面積と建面積の割合)問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。同意書を確認しております。6番(公衆衛生)。雨水は自然浸透です。7番(防除措置)現場出入口付近の粉じん対策として散水車による適宜散水を行うということです。8番(日照通風)問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域内です。取得価格は、所有者には、全面積で2,204,000円、小作者には、10アール当たり8万円の支払いです。以上、報告終わります。

議長 調査番号6番について3番委員から調査報告をお願いします。

3番 (調査番号6) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は倉

庫及び放牧場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可後です。3番（資金調達）：自己資金、借入金です。4番（申請面積と建面積の割合）問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）。表土を変更する訳ではなく問題ないと考えます。7番（防除措置）問題なし。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域内です。取得価格は、工事費は400万円です。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

田浦最適化推進委員

調査番号5番ですが、県道からの進入道路が狭く、離合ができない状態であり、舗装の厚さが薄く、ダンプが通行すれば必ずひび割れが発生しますので、後の修復関係も確約していただくように要請していただければと思います。

議長 要望ですので、事務局よりお願いします。

事務局 事業者に伝えたいと思います。

議長 調査番号6の周囲には人家はないですか。

3番 周囲には人家は全然ございません。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 調査番号6番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

1番から6番まで全員賛成です。申請どおり許可するものいたします。

議長 議第38号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 議第 38 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
所有権移転が 9 件、利用権設定が 8 件です。所有権移転に関しましては農業公社売渡 9 件です。
所有権移転関係を説明。
次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。
（1～8 番適格の報告あり）
- 議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。
- 議 長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。
（全委員：挙手）
それでは、適格といたします。
- 議 長 報告第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
- 議 長 報告第 13 号許可不要転用届出についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第 13 号許可不要転用届出について（朗読）
農作業用の進入路を作る場合は、面積要件はありません。届出をするということになっておりますので、報告します。内容は、湿田で入り口もないということで進入路を作られる内容です。
- 議 長 報告第 14 号農地形状変更届についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第 14 号農地形状変更届について（朗読）
- 議 長 形状変更届と一時転用はどう違うのでしょうか。
- 事務局 一時転用は、一度、農地ではないものにする。また、農地に戻すものです。先ほどの砂利採取などです。形状変更届は、高さをかさ上げしますが農地のままということで、農地整備ということです。
- 議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）
あっせん委員の担当割をお願いします。
- 議 長 物件番号 1 番は、西地区ですので、7 番と古里委員にお願いします。
物件番号 2 番は、木上地区ですので、1 番と山崎委員でお願いします。
- 議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月10日

農業委員会会長

1 番 農 業 委 員

3 番 農 業 委 員
